

多良木町の保育料

○保育所に2人以上入所している場合、1人目：基準額全額 2人目：基準額の1/2 3人目以降無料

○所得割額57,700円未満の世帯については、保護者と同一生計であれば第1子からカウントする。(年齢制限撤廃)

○所得割額57,701円以上の世帯で18歳未満の子どもからカウントして第3子以降を無料

○所得割額57,701円以上の世帯で、第2子以降の児童に対して軽減措置に該当しない場合、基準額の20%減額する。

○所得割額77,101円未満の要保護世帯については、所得割課税額に応じ第1子を下表の第4-1,第3-1の該当する保育料とし、第2子以降の保育料を0円とする

★令和2年度拡充する部分 第1子の20%減額する。

各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分		保育標準時間		保育料軽減					
		多良木町	国の定める額	第1子	第2子		第3子		
階層区分	定義	徴収基準額(月額)	徴収基準額(月額)		保育所に兄弟がいる場合	保育所に兄弟がない場合			
第1	生保等	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、里親世帯	0円	0円	無料				
第2-1	要保護世帯等	第1階層を除き町民税非課税世帯	0円	0円	無料				
第2-2	一般								
第3-1	要保護世帯等	第1階層及び2階層を除き町民税の額の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	6,000円	9,000円	20%減 4,800円	無料	無料	
第3-2	一般		均等割額のみ在世帯(所得割額のない一般世帯)	12,000円	19,500円	20%減 9,600円	基準額の1/2 6,000円	基準額の1/2 6,000円	無料 無料
第3-3	一般		所得割課税額48,600円未満	16,000円		20%減 12,800円	基準額の1/2 8,000円	基準額の1/2 8,000円	無料 無料
第4-1	要保護世帯等		48,600円以上77,101円未満	6,000円	9,000円	20%減 4,800円	無料		無料
第4-2	一般		48,600円以上97,000円未満	22,000円	30,000円	20%減 17,600円	57,700円未満は基準額の1/2		無料
							基準額の1/2 11,000円	基準額の20%減 17,600円	無料
第5	一般		97,000円以上169,000円未満	27,000円	44,500円	20%減 21,600円	基準額の1/2 13,500円	基準額の20%減 21,600円	無料 無料
第6	一般		169,000円以上301,000円未満	30,000円	61,000円	20%減 24,000円	基準額の1/2 15,000円	基準額の20%減 24,000円	無料 無料
第7	一般	301,000円以上	35,000円	80,000円	20%減 28,000円	基準額の1/2 17,500円	基準額の20%減 28,000円	無料 第2子と同じ	
第8	一般	397,000円以上		104,000円					